

【令和3年度以降の配偶者控除額・配偶者特別控除額】

配偶者の合計所得金額			納税義務者(扶養する人)の合計所得金額			
			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
配偶者控除	48万円以下 (給与収入のみの場合は令和2年度と同じ103万円)	配偶者が70歳未満	33万円	22万円	11万円	0円
		配偶者が70歳以上	38万円	26万円	13万円	0円
配偶者特別控除	48万円超 100万円以下		33万円	22万円	11万円	適用なし
	100万円超 105万円以下		31万円	21万円	11万円	
	105万円超 110万円以下		26万円	18万円	9万円	
	110万円超 115万円以下		21万円	14万円	7万円	
	115万円超 120万円以下		16万円	11万円	6万円	
	120万円超 125万円以下		11万円	8万円	4万円	
	125万円超 130万円以下		6万円	4万円	2万円	
	130万円超 133万円以下		3万円	2万円	1万円	
133万円超						

※納税義務者の合計所得が1,000万円を超える場合、配偶者控除および配偶者特別控除の適用はありません。ただし配偶者の合計所得が48万円以下であれば、「同一生計配偶者」とされ、扶養親族として取り扱い、障害者控除に該当される場合はその控除が適用されます。